

一 解雇者手當トシテ金貳百円也
 一 右等諸費用トシテ金貳拾五円也
 一 右代表者李成百一相浸申一候也
 一 年二回昇一給スルコト
 一 食堂及衛生設備ハ至急ナスコト
 一 残業手當ハ一時別ニ對スル貳分増
 一 夜勤ノ場合ハ拾時間ヲ以テ五分増トシテ尚時間増アリタル時ハ拾分ノ是時亦
 一 以テ計一算スルコト
 一 女工ニ對スル水圧機械仕事ハ撤消ス
 一 右協定條也
 昭和二年十二月廿八日

工場主
 協定者
 宇山 初藏
 許 成 百
 李 成 百
 安西 伊三 助

勞秘第一六二八號
 昭和三年十二月五日



警視總監 宮田光雄

3.12.7
337

内務大臣 望月圭介 殿
 社會局長 官 殿
 京都大阪兵庫各府縣知事 殿

大日本セルロイド工場労働争議ニ關スル件 (第一報)

要旨
 一 秘密裡ニ労働組合組織ニ努ミセル職工四名ヲ解雇シ須職
 一 等水ヲ容ルズ組合ハ十五項ノ専断事ヲ提出シテ六十八名罷業ヲ決行ス